

Modern Insurance Science : the New Interpretation of Traditional Insurance Science

小川, 浩昭
西南学院大学商学部 : 教授

<https://doi.org/10.15017/22097>

出版情報 : Kyushu University, 2011, 博士 (経済学), 論文博士
バージョン :

権利関係 : (c)2008 九州大学出版会 : 文献の利用は非営利目的に限ります。無断での転載、内容の変更を禁止します。引用する際は必ず出典元を明記してください。

第5章

保険学と隣接科学

1. 問題意識

本章で取り上げる伝統的保険学とは、保険の二大原則（給付・反対給付均等の原則、収支相等の原則）を中心に保険の原理を理解し、保険の二大原則に依りながら保険の本質把握を試み、保険本質論を重視する保険学のことである。典型的なものとして、これまでの考察において大きく取り上げている庭田保険学がある。以前より、保険本質論に対するアレルギーから伝統的保険学が軽視される傾向にあったが、近年の保険現象の変化の激しさから、さらにこの傾向が強くなっている。社会の変化が著しい下では、学問も新たな展開を要請されるのは当然である。しかし、伝統的保険学軽視の傾向が、新たな保険学の構築に向かい、保険学の発展といえるような展開となっているというよりも、安易な隣接科学への依存傾向が見られるのではないか。それは、新しい金融論への安易な依存である。そのような状況から、本来保険学が社会保険について貢献すべき社会保障論において、伝統的保険学を無視した安易な金融論ないしは情報の経済学への依存を許してしまっていると考える。

市場経済化・金融グローバル化が進展する下で「保険と金融の融合」という見解が幅広く受け入れられ、また、金融論での保険の取り扱いも変化してきた。1990年代の情報の経済学による金融ミクロ理論の発展や金融工学の発展によって、新しい金融論が構築されてきたと言え、従来の金融論における保険の考察と様変わりとなっている。一方、保険学サイドでも新しい金融論を適用した保険の考察が見られる。さらに、情報の経済学は、社会保険の考察においても適用され、社会保障論では安易な情報の経済学等の適用による社会保険の

理解や社会保険を継子扱いするような態度が見られ、保険学の成果を軽視している。そのことが社会保障制度改革を貧相なものとしている。金融論、社会保障論といった隣接科学との関係に象徴的なように、現在の保険学はなんとも中途半端な学問となってきているのではないか。すなわち、それはさも新しい金融論を適用した保険学が新しい保険学であると錯覚し、社会保障論に対して社会保険の考察において貢献できるはずのところを殆ど相手にされていないということである。そのような中途半端さから、大学のカリキュラムにおいても、伝統的な「保険論」・「保険学」といった科目が潰され、「リスクマネジメント論」・「ファイナンス論」などに置き換えられているのではないか。もちろん、すでに保険学がその役割を終え、社会的な存在意義がないならば、淘汰されても仕方がないであろう。しかし、保険は現代社会において依然として重要な制度であり、それを分析する保険学も社会的な存在意義のある学問である。伝統的保険学を軽視し、新しい金融論に迎合するような姿勢が、自らの存在意義を否定することになっている。

なるほど、新たな保険学の構築は必要であろう。しかし、その方向性は、伝統的な保険学の意義と限界を踏まえたものでなければならない。その上で、隣接科学としての金融論等を取り入れるべきであろう。そのような保険学が社会保障論へ貢献できるのではないか。伝統的な保険学の意義と限界を把握しようとしないうちに、保険学の問題がある。そこで、この点を明らかにするために、保険学と隣接科学の関係に焦点を当てた考察を行う。より具体的には、次の通りである。

戦後ブレトン・ウッズ体制の下で世界経済、特に西側経済は飛躍的な発展を遂げたが、1970年代のドル・金本位制の崩壊によりブレトン・ウッズ体制は崩壊し、固定相場制から変動相場制に移行した。これは為替制度が単に変わったということではなく、世界経済が新たな段階に入ったことを意味するのではないか。これに伴い各国の金融も大きな影響を受け、1980年代になると金融の自由化が進んでくる。金融の自由化によってデリバティブなどの新しい金融商品や新しい取引形態が登場し、金融技術が大いに発達しながら急速な金融の証券化、国際化が進展した。1990年代になると、米ソ冷戦構造の崩壊による社会主義国の市場経済化、経済のグローバル化、情報技術の発達によって、さら

に金融の自由化・グローバル化が進展することとなった。

このような金融の展開に対して、経済発展と金融の関係や金融政策の有効性といった、戦後支配的であったケインズ経済学に基づくマクロ経済的な分析を中心とした金融論に、銀行行動の分析やポートフォリオ選択理論の研究が加わり、さらに、1990年代になると情報の経済学や金融工学の発展によって、新しい金融論が構築されてきたと言える。特にわが国の金融論の場合、銀行が圧倒的な力を持つ間接金融の下で、金融論＝銀行論の色彩が強かったので、金融自由化が顕著に進み始めた1980年代後半のバブル期に、アメリカの金融を前提とした資産価格決定論・ポートフォリオ理論が、バブルに酔いしれる実務を中心に、新鮮さをもって急速に普及することとなった。こうした資産価格決定論に企業金融論、投資理論を加えたものをわが国の「従来の金融論」に対して「ファイナンス理論」と呼ぶ者もいる(池尾編 [2004])。新しい金融論はミクロ経済的な観点から金融取引や金融の機能に重点を置き、制度論的なわが国の従来の金融論からは、様変わりしてきたと言える。

ところで、保険は貨幣の流れを形成することからそれ自体が一種の金融と言え、この点において従来から金融論の考察対象になっていた。マクロ経済的な分析を中心とした従来の金融論では、保険会社は金融機関として捉えられ、その保険会社の資金運用がマクロ経済的な資金の流れの一部として考察されていた。保険という制度への貨幣の蓄積量が無視できないほどの巨額となると、その資金の金融市場への還流＝保険資金の運用が注目されるようになった¹⁾。もっぱら、保険を「金融機関としての保険者の資金運用」の観点から捉えていたということである。このような捉え方がなされるのは、保険が二大機能を果たしているからである。

保険契約者から徴収した保険料がすぐに保険金として出て行かず支払いまでに常にタイム・ラグがあり、また、生命保険で中心を占める保険料徴収方式である平準保険料方式は、前倒しで保険者の手許に資金を蓄積させる側面がある

1) この点に関する保険学サイドから次のような指摘がある。今田 [1964] において、「金融学者はもはや保険事業の保有する資金の力とその作用を無視することは出来なくなっております」(今田 [1964] p.101)。

ので、保険現象は保険料——保険資金——保険金として現象する。保険者の手許に常に保険資金として貨幣が集積されることとなるので、保険者はこれを金融市場に投資運用する。これが保険金融であり、ここに保険は金融的機能を果たすこととなり、経済的保障機能と金融的機能を保険の二大機能という。したがって、従来の金融論は保険料——保険資金の貨幣蓄積とそれに伴う保険資金の運用に関心があったと言え、二大機能のうち金融的機能に注目していたと言えよう。

ところが、金融工学や情報の経済学に基づく金融論ともにリスクの分析が重要であり、新しい金融論はリスクを処理する制度と言える保険そのものに親近性を有する。この点から、新しい金融論は保険の経済的保障機能に注目しはじめ、保険そのものに興味を示しはじめたと言えよう。また、特に情報の経済学との関係では、保険学の重要概念である「逆選択」や「モラルハザード」が金融論において重視されるなど、基礎概念を通じて保険と金融論が非常に密接になってきている。1990年代以降ますます金融自由化が進展し、金融コングロマリット化が進んで事業面で銀行業・証券業・保険業に一体化する動きも見られる。さらに、金融イノベーションによって発達した金融商品を使い、金融市場を利用することによって、保険市場の限界を乗り越える動きが見られ、保険学サイドからも新しい金融論を適用した保険の把握のみならず、こうした保険リスクを金融市場で処理する現象などをART (Alternative Risk Transfer, 代替的リスク移転) として研究してきている。このような現象を金融分野と保険分野の融合とし、企業・業務としての融合、制度面での融合、商品面での融合、リスク概念としての融合などさまざまな面で融合が見られるとされ(森本[1999] p.1), 「保険と金融の融合」が声高に指摘されるようになった²⁾。確かに、学問としての金融論と保険学の関連も深まっていると思われる。

保険学については、社会科学として他の関連科目とのつながりが薄いといった指摘もあることから、保険学と新しい金融論との相互関連の深まりは、意義

2) Culp [2002] では、商品レベル、金融機関レベルで保険市場と資本市場の融合が進んでいるとしている(Culp [2002] preface p. xi)。また、Doherty [2000] ではリスクマネジメントの観点から、保険と金融の融合が進んでいるとする(Doherty [2000] pp. 3-13)。

深いことである。隣接科学同士が大いに刺激しあうことを通じて、両者の発展に貢献するという相乗効果を期待できる。そうなれば大変結構なことであるが、残念なことに、保険学と隣接科学としての新しい金融論の間には、今のところ、このような相乗効果はあまり見られない。むしろ、保険学における先人の業績が蔑ろにされ、新しい金融論を盲目的に適用して、新しい保険学が指向されているとの錯覚に陥っている観がある。本章はこのような問題意識に基づき、新しい金融論における保険の理解やいたずらに新しい金融論に迎合している研究を批判する。それはまた、保険と金融の同質性の議論に対する批判であり、保険と金融の異質性の議論が重要であるとする。

2. 従来の金融論における保険

従来の金融論における保険把握は、前述の通り、保険を「金融機関としての保険者の資金運用」という観点から捉えていた。保険者を金融機関・金融仲介機関として捉えるのであるから、金融機関を重視し、直接金融、間接金融という分類で金融仲介機関を把握するという理論が基礎となるであろう。すなわち、周知のガーレイ＝ショーの研究 (Gurley=Shaw [1960], 桜井訳 [1967]) が土台と言えよう。Gurley=Shaw [1960] は非銀行の金融仲介機関の発達を背景として登場した理論と言えるが、保険との関係で注目すべきは、保険者・保険会社があまり前面に出てこないこと、保険の重要概念であるリスク、不確実性を金融における本質的な問題とはせず、短期の金融に関連するものに過ぎないとしていることである (*ibid.* p. 10, 同訳 p. 10)。リスク、不確実性を重視する新しい金融論と対照的である。金融仲介機関の機能は最終的借手 (ultimate borrowers) から本源の証券 (primary securities) を購入し、最終的貸手 (ultimate lenders) のポートフォリオのために間接証券 (indirect securities) を発行することとされ、金融仲介機関 (financial intermediaries) は貨幣制度 (monetary system) と非貨幣仲介機関 (nonmonetary intermediaries) の2つに分けられるとする。貨幣制度は本源の証券を購入して貨幣を創造する。非貨幣仲介機関は本源の証券を購入し、彼らに対する非貨幣的請求権 (nonmonetary claims) を創造する (*ibid.* pp. 192-193, 同訳 pp. 178-179)。この非貨幣的請求権

は間接証券であり、非貨幣仲介機関からすれば金融負債であり、貸手からすれば金融資産とする。かくして、「すべての金融仲介機関は金融資産を創造する」(ibid. p. 198, 同訳 p. 184) とする。

非貨幣的仲介機関として生命保険会社に言及し、生命保険の請求権は災難(misfortune)に対する防御を提供することとする。また、投資信託の出資証券はポートフォリオの多様化と資本利得の機会を提供し、信用組合の出資証券と相互貯蓄銀行の預金は便利と友情の効用を提供するとする(ibid. p. 194, 同訳 p. 180)。これを金融資産の側面から見れば、株式は所有権を有するという点において、また、保険契約者の持分(policyholder's equity)は保険の持つ属性につながっているという点において、他の金融資産と異なり、経済のいたるところに金融資産の差別化が存在するとする(ibid. p. 199, 同訳 p. 185)。こうした把握はそれぞれの金融資産の特殊性を重視し、その点において一見保険の特殊性を考慮しているようにみえるが、金融資産という土台の上にそれぞれ特質を持つとしていることから、保険を金融資産に含めて他の金融資産と同列に考えるということを意味する。それはまた、保険者を他の金融機関と同列に把握することを意味しよう。したがって、一見保険の特殊性を重視しているようで、考察の前提としては、保険の特殊性が軽視されているのである。

ガーレイ＝ショーの研究は、金融資産および金融機関の多様化について、それを近代的金融の発展と捉え、そのような近代的金融が経済成長にいかに大きな役割を果たすかを明らかにして、金融資産多様化の意義と、銀行を主たる対象とする金融政策の限界および金融政策の対象の拡大を主張するものである。間接金融の発展の評価、それに伴う政策の問題提起がなされており、金融機関としての個別性よりも同質性に主眼を置いたマクロ的な分析と言えるのではないか。そのため、「金融的仲介機関は、借手の発行する本源の証券を獲得し、貸手のポートフォリオに他の有価証券を提供するために、最終的な借手と貸手との間に挿入される。金融的仲介機関の収入は、主として本源の証券の利子から得られ、その費用は主に間接証券の利子と、有価証券を管理する出費とである。非金融的支出単位から金融的仲介機関を区別し、また本源の証券から間接証券を区別するのに十分である」(ibid. p. 94, 同訳 p. 89) との指摘がなされるのであろう。商業銀行を重視し、それ以外の金融機関を軽視するそれまでの見

解、あるいは、それ以外の金融機関の急成長を前にそれらの金融機関を視野に入れざるを得ないとしつつも依然として商業銀行を特別視する見解は、商業銀行のみが信用創造をできるとしている点から商業銀行を特別視する。これに対して、ガーレイ＝ショーは金融機関は金融資産を創造するという点で同一であるとして商業銀行を特別視しない。すなわち、「貨幣制度と非貨幣的仲介機関との相違は、貨幣制度が本源的証券を創出するが非貨幣的仲介機関は創出しないということではなく、むしろ、それぞれがそれ自身の独特な負債の形式を創出することである」(Ibid. p. 199, 同訳 p. 185)。商業銀行以外の金融機関を軽視するそれまでの金融論とは異なり、商業銀行を特別視せず、その他の金融機関も重視するという同質性を重視するという点にガーレイ＝ショーの特徴があるといえる。したがって、保険の特殊性が軽視されることとなったのは、当然の帰結であろう。それはまた、保険と金融の同質性の議論である。金融資産・金融機関として一括りにして保険の特殊性を軽視する点からすれば、ガーレイ＝ショーの研究が金融論の一般的な枠組みで保険が分析される前兆となったとの指摘(Loubergé [2000] p. 2)も頷ける。

しかし、保険的属性こそが保険を単純に金融資産と把握したり、保険者を他の金融機関と同列に把握することを妨げているのではないか。保険者を「最終的な借手と貸手との間に挿入される」ものとはできないだろう。なぜならば、このように把握をすれば、保険の機能は貸借機能となり、経済的保障機能として把握することが不可能であるからである。保険が経済的保障機能を果たすのは、支払われる保険金が返済の必要のない金であるからである。したがって、保険の経済的保障機能発揮において、貸借関係を持ち込む余地はない。ガーレイ＝ショーの金融仲介機関の特徴は、あくまでも典型的な金融仲介機関の特徴であって、保険は貸借関係では把握できないため、本来保険者は特殊な金融仲介機関であると把握すべきである。この点からは、ガーレイ＝ショー的な保険の把握は、あくまで経済全体の金の流れ・金融全体を捉える上での便宜的な理解とすべきである。

ガーレイ＝ショー以前から保険会社、特に生命保険会社を主要な金融機関とする見解はあった。Hart [1948] では、信用機関(credit institutions)という用語を使っているが、銀行を特別視しつつ銀行以外の主要な信用機関として相

互貯蓄銀行、貯蓄貸付組合、生命保険会社をあげている (Hart [1948] pp. 126-133)。同書はガーレイ＝ショー以後に改訂 (第3版, Hart=Kenen [1961], 吉野=山下訳 [1967]) されているが、第3版ではガーレイ＝ショーに言及し、それ以前の標準的テキストが商業銀行以外の信用機関に対してほとんど注意を払っていないのに対して、同書では商業銀行以外の信用機関に注意を払うとしつつも、ガーレイ＝ショーとは異なり商業銀行を特別視するとしている (*Ibid.* p. 16, 同訳 p. 26)。商業銀行を特別視しつつ他の信用機関を考慮するというもので、ガーレイ＝ショーの影響を受けつつも、それまでの金融論の見方を完全に放棄できない見解とも言えるが、保険会社についてはガーレイ＝ショー同様その特殊性は軽視されている。

Hart [1948], Hart=Kenen [1961] 同様にガーレイ＝ショーを挟んで改訂されている Chandler の文献 (Chandler [1948, 1969]) をみると、Chandler [1948] では金融機関 (financial institutions) として相互貯蓄銀行、郵便貯蓄銀行、生命保険会社、投資信託、建物貸付組合などがあげられる (Chandler [1948] pp. 488-517)。これらを「その他の金融機関」(some other financial institutions) として商業銀行と別の章 (第23章) で考察しているので、Hart [1948] と同様な考察といえる。しかし、ガーレイ＝ショー以後に改定された第5版 (Chandler [1969]) では、「金融仲介機関」(financial intermediaries) という独立した章 (第4章) を設けて、「直接証券」、「間接証券」という用語を使いながら、商業銀行も含めてかなりガーレイ＝ショーに忠実な論述に改められている。ガーレイ＝ショーの影響の大きさがよくわかる。保険に対して特別な配慮がなされるわけではない点もガーレイ＝ショーと同様である。

Hart [1948], Chandler [1948] に続く1950年代の文献を見ると、たとえば Foster *et al.* [1953] では、投資銀行の機能 (長期間の資金移転) を果たすものとして信託会社、相互貯蓄銀行、投資信託があげられ、保険会社も巨額な資金を集めて長期投資を行うことから、「機関投資家」として同様な機能を果たすとして言及されるが、金融機関や金融仲介機関の分析視角というよりも銀行機能 (商業銀行機能・投資銀行機能) の分析視角といえる。しかし、Steiner=Shapiro [1953] (第3版, 初版 [1933], 第2版 [1941]) では、初版、第2版までの銀行を特別視する姿勢から金融機関全体を重視する姿勢に転換し

たとし、貯蓄—投資過程を促進する金融機関の役割を重視して、第7部で100ページ以上にわたる金融機関の分析を行っている (Steiner=Shapiro [1953] pp. 725-840)。金融機関は仲介者で貯蓄を資本に変える働きをし、生命保険会社も含まれるので、ガーレイ=ショー的文献と言えよう。Whittlesey [1954] は、「貨幣と銀行に関連する金融機関」(第4章)として投資顧問会社、保険会社、投資会社をあげ、金融機関には独自の機能があると指摘していることが注目される (Whittlesey [1954] p. 57)。Pritchard [1958] は、本文で一応商業銀行と直接関係する視点で金融仲介機関 (intermediary financial institutions) について考察するが、さらに、参考文献のところで、簡単ではあるが、独立して金融機関を考察している。Steiner=Shapiro [1953] 同様に金融機関を貯蓄—投資の貨幣の流れを促進するものと捉えていることが注目される。どこまでガーレイ=ショー的 (金融機関の同質性重視・商業銀行の異質性軽視) であるかの違いはあるものの、金融機関が注目されつつあるのがわかる。この点から、金融機関としての保険会社も注目されていたと言えるが、総じて保険の特殊性は軽視されていたと言えよう。なお、特に生命保険・生命保険会社を取り上げられるのは、貯蓄—投資において生命保険を貯蓄の一種と捉えているからである³⁾。いずれにしても、保険学からすれば、貯蓄としての保険の把握では経済的保障制度としての保険の把握は不可能であることが重要である。

ガーレイ=ショー以後を見ると、Trescott [1960]⁴⁾では、各金融機関の提供する金融商品を金融資産として把握し、その特徴は金融資産の反面である金融機関の負債の性質によるとしている (Trescott [1960] p. 298)。これは、ガーレイ=ショーと同様な見方である。保険については生命保険のみを取り上げるものが多い中で、生命保険以外についても簡単ではあるが考察しており、

3) 非銀行金融機関 (Non-Bank Financial Institutions) に保険会社を含まない Kreps=Pugh [1967] のような文献もあるが、例外的である。同書はガーレイ=ショー以後の文献であることを考えると、なおさらである。

4) Gurley=Shaw [1960] に先行する業績として Gurley=Shaw [1955, 1956, 1957] があげられる。Gurley=Shaw [1960] は、これらの業績の集大成として著されたものといえる。したがって、Trescott [1960] は Gurley=Shaw [1960] と同じ出版年であるが、ガーレイ=ショーの影響を受けていると考えることができるので、ガーレイ=ショー以後とした。

全般的に保険に関する考察の分量が多い。2つの章で金融機関を扱っており(第10章, 11章, pp. 239-299), 金融機関に関する考察が重視されているが, ガーレイ=ショーと同様に保険の特殊性は軽視されていると言える。

これら各金融機関の差異に言及しつつも保険の特殊性を軽視した見解に対して, Duesenberry [1964] が注目される。Duesenberry [1964] は金融機関の役割に関する理論的見解の参考文献としてガーレイ=ショーしかあげておらず, 内容的にも明らかにガーレイ=ショーに依拠すると思われる (Duesenberry [1964] pp. 61-66, 貝塚訳 [1966] pp. 84-89)。しかし, 「すべての金融機関は, 大規模な営業活動と多様化の利益を公衆に与える。さらに, 各種の金融機関は, 独自の役割を果たしており, 特別の理由で発展した。生命保険と年金は, 退職後の所得と家族のおもな稼ぎ手の喪失に対する保護とを提供することで金融的な安定性を保証する。この種の必要性は, 工業化, 都市化, 寿命の延長とともに高まった」(Ibid. p. 63, 同訳 p. 85) との指摘にあるように, 金融機関の個別性を重視していると言え, 生命保険と年金をわざわざ取り上げているのは, 特にこれらの特殊性が強いと考えているからではないか。これは, 金融機関の個別性や保険の特殊性を重視する見解と言えるであろう。

Tobin [1967] では, ガーレイ=ショーの見解をそれまでの「古い見解」に対して「新しい見解」とし, 商業銀行を特別視する「古い見解」を批判する。金融機関は特殊性を持っており, 容易に分類できるとしている (Tobin [1967] p. 4)。しかし, 異なる性質から特別扱いをしなければならないわけではなくとして, ガーレイ=ショー的な同質性の議論がなされるのが注目される。

以上のように, 金融論の文献では銀行以外の金融機関が重視されるようになり, 金融機関に関する考察が必須のものとなるようになったが, ガーレイ=ショーは金融機関を軸とした金融の分析において非常に重要な役割を果たしたと言える。こうした金融機関の重要性から「金融機関論」とでも言うべき金融機関に対する研究も行われた。ガーレイ=ショー以前に遡る金融機関論の先駆的業績としては, Moulton [1938] があげられよう。Moulton [1938] は金融機構 (financial organization) について考察するが, さまざまな個々の金融機関の機能的重要性を明らかにし, 複雑な金融機構の構成部分として金融機関の相互関連も明らかにする。第13章で仲介投資機関 (intermediary investment

institutions)として、投資信託、貯蓄銀行、保険会社、信託会社について個別に考察するが、貨幣・貨幣制度、信用・信用制度に対する考察を含む当時の金融論 (money and banking) と構成はあまり変わらない。ガーレイ＝ショー以後の金融機関論と言える Edmister [1980] をみると、Moulton [1938] と対照的に、貨幣・貨幣制度、信用・信用制度に対する考察を含まず、金融機関自体の経営についての考察が含まれる。Moulton [1938] では保険を独立に考察しているが、当時の金融論の文献と同様にその特殊性が強調されるわけではない。これに対して Edmister [1980] は、「各金融機関は異なる角度から金融市場に接近する」(Edmister [1980] p.10) とし、各金融機関の特殊化は「戦略」によって特徴付けられるとして、各金融機関の個性が重視されている (*Ibid.* pp.10-12)。具体例として保険会社を取り上げられており、Duesenberry [1964] と同様な考察となっているので、金融機関の個性や保険の特殊性を重視する見解といえよう。ガーレイ＝ショー的な同質性の議論が支持されるにしても、Tobin [1967] が金融機関の特殊性を意識した上で同質性の議論を展開していたように、総じて個々の金融機関の特殊性に対する意識はあったものと考えられる。

わが国の文献に目を転じれば、堀家 [1967] では次のような指摘が見られる。「資金源泉の主力が預金でも借入金でもないものに、近年その力を増してきた保険会社がある。保険会社は生命保険会社にせよ損害保険会社にせよ、その資金を主として金融資産に対して運用するから、その面からは金融機関と言えなくはないが、その資金は保険証書 (正確には「保険証券」とすべきか…筆者加筆) の発行によって得られるものである。そして保険料は、不測の事故に備えようとする多数の契約者が所定の事故発生にさいし保険金を受け取ることを目的として払い込んだものであって、預金または借入金を一般の金融機関が受け入れるのとは性質が異なる。ただ会社内で積み立てられた保険料は多額に及び、保険会社はこれを金融資産に運用しうるだけのことである」(堀家 [1967] p.73)。また、望月 [1980] においても、「したがってそれは (保険会社は…筆者加筆) 銀行と同じ意味における金融機関ではない」(望月 [1980] p.62) との指摘があり、さらに、小野ほか [1981] では「保険業務が本来的業務であるという点からみれば、資金を集め、それを運用するという金融的業務はむしろ付随

的なもので、その意味で保険会社は純粋な金融機関とはいえない面をもっている」(小野ほか [1981] p.166) と、保険の二大機能との関係からその特殊性が指摘される。保険の二大機能である経済的保障機能、金融的機能に対応させた区分に基づき、保険業務を大きく保障業務、資金運用業務に分けることができる。小野ほか [1981] の指摘は、本書と用語の使用の仕方は異なるが、このような保険業務の分類にしたがって、あくまで資金運用業務は付随的なものに過ぎないとする点において保険は特殊であるとするものである。確かに、他の金融機関は金融業務それ自体が業務の主たる目的で、利潤獲得にしてもそこに主たる源泉・目的があろう。このように考えると、保険利潤をめぐる問題とも関連した本質論的な重要な問題を含む指摘であり、あくまで保険を特殊な金融機関として捉えるべきとされよう。いずれにしても、わが国ではガーレイ＝ショーの見解を受け入れつつも、保険会社を特別視する議論が散見されるのである。

保険会社を特殊な金融機関とする認識は常に保持すべきであるものの、あらゆる分析に対してその特殊性が適用されなければならないというものではないであろう。特殊性を軽視する場合として、ガーレイ＝ショー的な保険の把握があるが、重要なことは、あくまで金融全体を捉える上での便宜的な理解であるべきことである。ガーレイ＝ショーの影響を受けて形成された金融論を「従来の金融論」とすれば、従来の金融論は商業銀行以外の金融機関も重視する点に特徴があるといえ、保険についてはその特殊性を軽視していたと言える。しかし、さまざまな金融機関は金融機関として共通性があると同時にそれ自身の独自の存在意義があろうから、多くの文献で個別の金融機関に対する考察がなされ、さらに「金融機関論」とでも言うべき考察に発展したと考える。ガーレイ＝ショーは商業銀行を特別視するそれ以前の伝統的金融論に対する批判的形態として登場したと言えるので、特に商業銀行を含めた金融機関の同質性を強調することとなり、その反面各金融機関の特殊性が軽視されたと考えるべきであろう。したがって、保険の特殊性軽視は、多分に便宜的なものと言えるのではないか。すなわち、マクロ経済的な貯蓄—投資過程、あるいは、資金余剰主体から資金不足主体への資金の流れを把握することに主眼が置かれ、金融資産を創造することによってその資金の流れをつかさどるのが金融機関(金

融仲介機関)であり、保険会社を便宜的に金融機関と捉えていたと考える。従来の金融論は、金融資産という次元において保険を含めて同質的に捉えて一体的把握を志向しているが、金融資産の差異を意識しており、この点において、保険の特殊性についての認識もあったものと思われる。海外の文献では、保険の特殊性を強調しているものは少ないが、わが国の文献では目立つ。いずれにしても、強調するか否かの違いはあるが、各金融機関の特殊性、保険の特殊性に対する認識はあったものと考ええる。ここに従来の金融論の議論を、金融全体を正しく把握するための「便宜的な保険と金融の同質性重視の議論」とすることができよう。

3. 新しい金融論における保険

分析対象である社会経済が大きく変化したならば、当然学問も変化を要請されるであろう。金融に関するそのような大きな変化として、1980年代に顕著となったアメリカの金融革新・金融革命をあげることができる。Benston *ed.* [1983] は、このような金融の劇的な変化に対して金融に関する規制を考察したものであるが、従来の金融業態別の規制が機能しなくなったので、金融機関に対する規制ではなく金融サービスの切り口で規制を考え、規制緩和をすべきであるとするものである。そこでは、生命保険がオープン・エンドの投資信託、年金と同様な貯蓄として捉えられるとともに保険会社、特に生命保険会社が金融機関に含められ、保険会社の特殊性に対する考慮がなされていない。銀行業、証券業、保険業といった業態別規制に対して、業態横断的な対応を考えるという立場に立ったとき、同質性に基づき一体的な把握が志向されるので、保険の特殊性が軽視されるのであろう。この点は従来の金融論と共通するが、同質性の議論が従来の議論と異なる次元に入ったと考える。なぜならば、従来の金融論が金融機関の異質性を意識することで同質性の議論が便宜性を帯びたのに対して、異質性を積極的に軽視した議論となっているからである。また、従来の金融論は金融機関の異質性から業態別の違いを認識していたので、金融機関の垣根を撤廃する主張となっていない。

このような展開の中で、堀内 [1990] の保険の取り扱いがユニークである。

保険証券を間接証券として、「保険会社が発行する各種の保険証券は、特定のリスクに対する保険サービスを提供する契約書とみなされるのである」(堀内 [1990] p. 56) とした上で、保険会社を含む金融仲介機関の役割を「(1)規模の経済を利用したリスク削減、および金融取引に関わる事務費用の削減、(2)間接証券発行による満期変換、(3)情報の生産、(4)決済システムの管理、(5)保険の提供、の五つに分けられる」(同 p. 56) とする⁵⁾。保険会社を特別視して純粹な金融機関ではないとするのではなく、金融仲介機関として特別視することで独自の位置づけを与えて、保険を金融に包摂している。この点で積極的に保険を包摂し、金融、金融機関・金融仲介機関として保険、保険会社を同質に把握しようとしているとも言えるが、金融を抽象的に捉えて保険を特別視することなく積極的に包摂しようとする新しい金融論とは一線を画すと言えよう。保険を特別視している点で従来の金融論に一脈通じるところもあるが、従来の金融論は保険を特殊であるとして便宜的に金融に含めたのに対し、堀内 [1990] は保険を特別視して保険に独自の位置を用意し、便宜的にではなく、理論的に保険を金融に包摂させようとしている点で従来の金融論とも異なる。これは、保険を金融に積極的に包摂させようとしている点で新しい金融論的であるが、保険を特別視している点で従来の金融論的でもあり、両者の中間的な性格ということができよう。ところで、堀内 [1990] は、金融仲介機関は多様な間接証券を発行して資金調達をしているとし、それぞれが独自の金融サービスを提供するとする。その金融サービスとして、決済サービス、保険サービスを挙げ、金融仲介機関の役割は「(4)決済システムの管理、(5)保険の提供」とする(同 pp. 55-56)。堀内 [1990] は以上のような保険にかなり配慮した理論であり、保険証券を保険サービスを提供するための契約書として保険の経済的保障機能を意識しているが、金融仲介機関の役割としての保険の提供が具体的に何を指すかが明らかではない。保険サービスを保険会社の独自の金融サービスとしているが、その内容がわからないのである。金融を貸借関係と理解しているので、結局保険サービスを独自の金融サービスとして捉えても保険サービスは貸借関

5) 岩田=堀内 [1983] では、「満期変更」ではなく、「変成機能 (transmutation)」という用語が用いられていた。

係に関わるものと捉えられていると思われ、そうであるならば、保険の本来的機能である経済的保障機能あるいは経済的保障に関わる貨幣の流れを把握することは不可能であろう。

ましてや新しい金融論は、同質性を重視して金融を極めて抽象的に捉え、保険を包摂するものであるから、保険の本来的機能からすれば、堀内 [1990] 以上に的外れと言える。しかし、新しい金融論を単純に金融を抽象的に捉えた金融論とはできず、また、保険との関係もリスクを介した繋がりなどが出てくるのである。保険の経済学的分析は Pfeiffer [1956] に始まり、国際保険経済学研究協会 (International Association for the Study of Insurance Economics, The Geneva Association) が設立された 1973 年以降に活発になったとされ、特に金融論においてリスクや不確実性の研究が発展したとされる (Loubergé [2000] p. 3)。リスクや不確実性の研究は、情報の経済学を使い、保険が金融理論一般の枠組みで分析される下地を作ったと言えよう。そして、1980-90 年代の金融革命、金融工学、デリバティブの発展、金融グローバル化、金融コングロマリット化などから、新たな金融論が構築されていったと考える。すなわち、金融機関の同質性を重視した金融論の上に、情報の経済学を使ったマイクロ経済的な新たな視点を盛り込んだ金融論やデリバティブの登場・発展の背景となった金融工学などが加わり、金融機関別の制度論的な視点よりも金融の機能的な把握を重視する新しい金融論が形成されてきたと言った方がよいであろう (Crane *et al.* [1995], 野村総合研究所訳 [2000])⁶⁾。この新しい金融論は、リスクの分析を重視し、1990 年代に金融自由化、金融グローバル化が進展する中で発展・普及していった。以下では、新しい金融論を情報の経済学、金融工学に分けて考察する。

6) 刈屋 [2000] において、「金融工学は、資本の効率的利用の立場から、金融の機能的効率性と資本の効率性に関わる思考・技術・知識体系を創造する学問である。したがって学際的な学問として、経済学、会計学、保険学、金融論、法学、統計学、工学、コンピューターサイエンス、数学等の多くの既存の学問領域に関係する」(刈屋 [2000] pp. 8-9) との指摘もあり、金融工学を金融論の一部ではない独立した学問とする見解もある。

4. 情報の経済学の保険

「現代の金融論は情報の経済学の応用分野として捉えられる」（酒井=前多 [2003] はしがき p. ii）と言われるほど、情報の経済学は金融論にとって重要である。情報の経済学を基礎とする新しい金融論を要約すると、次のとおりである⁷⁾。

新しい金融論は、金融そのものではなく金融取引の説明から行い、それを資金の貸借とする。その資金の貸借は、借用証書または証券を媒介とした現在と将来の購買力の変換とされる。金融取引は、資金不足主体と資金余剰主体との間で行われるが、通常金融取引を円滑化させるために金融機関が存在する。それは、資金不足主体と資金余剰主体の自発的な金融取引を阻害するさまざまな要因があるからである。この阻害要因は、金融取引を行うための費用、「取引費用」である。したがって、金融機関は取引費用削減のために存在するといえ、また、その機能は取引費用の削減である。

資金不足主体と資金余剰主体が直接貸借を行う資金の流れを直接金融と言い、金融機関が仲介する資金の流れを間接金融と言う。資金不足主体が資金調達のために自ら発行する証券が本源的証券であり、株式や社債、公共債などがあげられる。仲介者としての金融機関が発行する証券が間接証券であり、銀行の発行する預金や保険会社が発行する保険証券などがあげられる。間接証券を発行し、間接金融に関わる金融機関を金融仲介機関と言う。間接金融において、資金不足主体の発行する本源的証券を取得・保有し、資金余剰主体に間接証券が発行されることを「資産変換機能」と言う。これは金融仲介機関の重要な機能である。

ここまでの説明は、基本的にガーレイ=ショーの研究の枠内である。ただ、ガーレイ=ショーの研究では「資産変換機能」という用語は使われていなかった。しかし、次の二点に注意を要する。一つは、ガーレイ=ショーの研究自体は保険の特殊性を重視しなかったが、それはあくまでも便宜的なもので、保険

7) ここでの要約は、主として内田 [2000]、酒井=前多 [2003, 2004] による。

を特殊な制度と捉える認識はあったと思われることである。もう一つは、必ずしも統一されるといふところまではいかないが、「資金不足主体」、「資金余剰主体」など用語が洗練されてきたことである。しかし、情報の経済学との関係では、なんといっても、資産変換機能に信用情報生産機能を加えられた点が重要である。それは、以下のように説明される。

前述のとおり、金融機関の機能は、取引費用の削減にある。取引費用には、取引相手を探し、交渉し、取引を成立させる過程で発生する金銭的・非金銭的費用があるが、金融機関によって規模の経済性や範囲の経済性が発揮されることにより、取引費用が削減される。また、金融仲介機関が間接証券を発行して調達した資金で本源的証券を購入することで、取引単位が一致し、取引費用は削減される。これが、取引費用の観点から見た資産変換機能である。その他に、金融特有の費用として、情報に基づく取引費用がある。これは、金融取引が異時点間の取引であることから発生する。一つは、将来発生することを正確に把握できないというリスクである。もう一つは、取引に関わる情報について、一方の取引主体は知っている（情報優位者）が他方は知らない（情報劣位者）という情報の非対称性である。

前者のリスクとしては、借手の信用リスク、貸手、借手双方にある流動性リスク、金利リスク、為替リスクなどがある。これらのリスクの存在により、社会的に好ましい金融取引が成立しないという非効率性が発生する。金融機関の重要な機能の一つは、このようなリスクを削除したり、軽減したりすることで効率化を図ることである。こうして、金融機関の機能にリスクが関連するため、資金の流れを形成するという点からではなく、リスクの観点から保険に親近性を有することとなる点に注意が必要である。

後者の情報の非対称性は、いくつかに分類できる。まず、金融取引をする際に借手の返済可能性に関する情報について、明らかに借手本人に比べて貸手が知り得る情報が劣るという情報格差である。これは、事前情報の非対称性と呼ばれる。そこで、貸手は借手の平均的な質を持って判断することとなり、信用リスクに応じた金利設定ができない。信用リスクの大きな借手にとっては有利となり、信用リスクの小さな借手にとっては不利となるので、信用リスクの大きな借手ばかりが集まることとなる。これが「逆選択」である。逆選択が発生

し、それが進展していけば、信用リスクの小さい優良な借手が市場からどんどん去っていき、やがて金融取引がまったく成立しないという市場崩壊に至る。これが事前情報の非対称性による非効率性である。

情報の非対称性は、取引期間中にも発生する。これは期中情報の非対称性と呼ばれるもので、貸出実施後借手が返済確率を高める努力をしているかどうか貸手にわからないということである。期中情報の非対称性を背景として、借手が自分の効用を高める行動をして貸手に不利益が生じることを「モラルハザード」という⁸⁾。すなわち、借手が社会的に望ましい努力をせずに、返済確率が減少するという非効率性が発生する可能性である。もう一つは、借手の生産活動の結果が貸手にわからないという、事後情報の非対称性である。事後情報の非対称性によって、社会的に好ましい金融取引が成立しないという非効率性が発生する可能性がある。

金融機関は逆選択やモラルハザードを防止したり、その原因である情報の非対称性を解消するために、情報を作り出して金融取引の効率性を高めようとする。事前情報の非対称性については、借手の情報を得るための事前審査がある(酒井=前多 [2003] p. 25)。また、契約形態を工夫する方法として担保、コミットメント契約(内田 [2000] p. 17)がある。さらに、契約形態を工夫して特定の主体とのみ契約するというスクリーニングもある(酒井=前多 [2003] p. 25)。借手が事前情報の非対称性の解消を試みることもあり、これをシグナリングと呼ぶ(同 p. 25)。期中情報の非対称性については、貸手が借手を監視することが考えられ、モニタリングと呼ぶ(同 p. 31)。返済段階で借手が収益を小さく見せて、金利軽減など返済を有利にしようとする可能性も否定できず、これは事後情報の非対称性に基つき発生する。これに対しては、監査が必要である。情報そのものを作り出して情報の非対称性を解消する機能を情報生産機

8) 「モラルハザードは通常『倫理の欠如』と訳され、語感からすると規範としての道徳観や善悪の基準に反する経済行為といった印象を受ける。しかし、厳密な経済分析において、モラルハザードとは、異なった情報を持った主体が合理的な選択を行った結果、必然的に発生する経済活動と考えられる」(酒井=前多 [2004] はじめに p. iii)。また、「モラルハザードは、保険業界用語とマイクロ経済学では、幾分意味が異なる」(Doherty [2000] p. 62)との指摘がある一方で、再保険者のレポートでモラルハザード、逆選択を情報の非対称性の問題とするものもある(Swiss Re [2005] p. 5)。

能と言い、審査は事前の情報生産、監視は期中の情報生産、監査は事後の情報生産と言われる。金融機関の重要な機能の一つとして、これらの情報生産機能がある。この情報生産機能が、情報の経済学によって加えられた金融機関の重要な機能であり、新しい金融論の大きな特徴となっている。

さて、金融取引が異時点間の取引であることから発生する問題としては、情報の非対称性の他に契約に関するものがある。金融取引は、現時点で将来時点に至る経済状態が不確実なものであるため、将来に起こりうる全ての状態について、何を行うかを明確に記述することにより取引内容を規定する必要がある。しかし、そのようなことは不可能なので、金融取引の契約は不完全である。このような契約を不完備契約という。不完備契約によって、情報の非対称性の問題が存在しなくても、さまざまな非効率性が発生する可能性がある。契約に記述されていない状態になったときに、契約内容を見直すことが考えられ、これを再交渉と呼ぶ。公募発行の社債などの場合は、フリー・ライダー問題が発生する可能性もあり、再交渉自体が困難であるが、金融仲介機関による貸し出しの場合は、貸手が少数で特定されているので、再交渉が容易になる。ただし、再交渉が容易な相手であればそれが有効となるので、再交渉が金融仲介機関固有の機能でない点に注意が必要である（内田 [2000] pp. 25-27）。

以上のように、金融取引を出発点として取引費用の削減を金融機関の機能とし、その分析において情報の非対称性が重要となっている。1990年代の情報の経済学、契約理論の発展が金融マイクロ理論として新たな展開を見せたということであろう。

今や情報の経済学はさまざまな分野に適用されているが⁹⁾、保険については、社会保険（強制保険）への適用が見られる。また、保険会社のコーポレート・ガバナンス論にも適用される。特に、保険会社の場合、保険特有の企業形態である相互会社形態があるため、株式会社と相互会社の比較検討などに適用されている。いわゆる保険企業形態論への適用である。そこで、次に情報の経済学の具体的な適用として社会保険の分析、保険企業形態論をとりあげるが、

9) テロに対してもエージェンシー理論が応用されている。Lundahl [2004] を参照されたい。

その前に情報の経済学を保険にひきつけて整理しておきたい。

情報の経済学によって保険市場の分析が飛躍的に発展してきたと言われる¹⁰⁾。そのような保険市場の分析において、中心的な概念は逆選択とモラルハザードである。情報の経済学では不確実性を情報の観点から2つに分ける。一つは、翌日の天気のように誰もが事前に知ることができない情報に関するものでこれを「情報の欠如」と言い、これに起因する不確実性を「外生的不確実性」と言う。もう一つは、情報の非対称性に起因する不確実性で、これを「内生的不確実性」と言う。保険市場では保険契約者が情報優位者、保険者が情報劣位者と考えられて情報の非対称性があるとされ、契約前の問題として逆選択、契約後の問題としてモラルハザードが指摘される。契約前については、情報劣位にある保険者は平均的な危険率しか計算できずそれに応じて保険料を算出するのに対して、情報優位にある各保険契約者は保険料が割安か割高か判断できるので、危険率が高くて割安となる保険契約者ばかりが契約するという逆選択が生じるとされる。これは、情報優位の保険契約者によって実質的に情報が隠されていると言えるので、「隠された情報」に基づいて生じるとされる。契約後については、保険に加入したことで安心してしまうというモラルハザードが生じ、結果的に当初想定したよりも危険率が上昇してしまうことが考えられる。これは、情報劣位にある保険者には見えない保険契約者の「隠れた行動」によって生じるとされる。ここで注目すべきは、情報の経済学が保険契約者を情報優位者、保険者を情報劣位者としていること、情報劣位者である保険者には個々の危険率の算出は不可能で平均的な危険率の算出しかできないとしていることである。

それでは、この点を踏まえて、社会保険および保険企業形態論について考察する。

(1) 社会保険の分析

社会保障論では、社会保険、特に、医療保険は情報の非対称性から逆選択が

10) ここでの情報の経済学については、主として、柳瀬 [2004], Doherty [2000] を参照。

生じやすいとし、逆選択を回避するためには、市場に委ねると脱落していく低リスク者に加入を義務付けることが必要とされ、そのため強制保険制がとられるとする(広井 [2001] pp. 107-109)。これは逆選択という市場の失敗の是正と言えるので、社会保険は市場機能を補完する効率性のための制度と位置づけられるとし(同 p. 110)、「これからの社会保障制度の今後のあり方や公私の役割分担を考える場合には、少なくとも社会保障制度のもつ『所得再分配』としての機能(公平性)のみならず、市場の失敗の是正という、『効率性』のための制度という側面を無視してはならないだろう」(同 p. 111)とする。社会保障学者によって展開される情報の経済学を土台とした見方が、今後の社会保障制度の在り方を考える見方にまで昇華しているこの見解が、必ずしも、社会保障論の通説とは言えないかもしれないが、情報の経済学の影響の大きさを物語ると言えよう。そして、社会保険の強制保険制の議論において、その根拠を情報の経済学に基づいた逆選択防止とする見解が社会保障論では支配的となっている。しかし、このような見方は、保険学を軽視し、安易に情報の経済学に飛びついた典型的な失敗例と言えるのではないか。

より詳細に考察するために、東洋経済新報社の読本シリーズの『社会保障読本』を取り上げる。同書は第3版が出版されているが、まず第2版を取り上げたい。

同書第2版では、「年金保険、医療保険、介護保険などが私保険の形で市場ベースでも供給されているのである。したがって、社会保険方式については、なぜ社会保険が求められるのか、その理由を明らかにしておく必要がある」(地主=堀編 [2001] p. 81)として、社会保険が求められる理由を市場の失敗・私保険の限界に求めている。私保険の限界とは、次の3点である(同 p. 82)。

- ① 対象リスクが営利原則に適合するものに限定される
- ② 保険料負担能力のない者の排除
- ③ 老後の生活や不時の支払に事前に備えない者の存在

①は、「保険技術的限界を超えるために採算にのらない場合は、私保険の対象とはならない」と言い換えることができる。このような場合の例として、「巨大なリスク」の場合があげられ、巨大なリスクにより保険技術的限界を超えるときは、地震再保険のように国家が再保険者となって私保険・元受保険を

支えるということも可能となる場合がある¹¹⁾。わが国では地震保険制度があるが、これは火災保険の原則自動付帯方式によって民間の損害保険会社が提供している。しかし、地震リスクは本来保険化が困難なリスクであるため、国が再保険者としてバックについて成り立っている政策性を帯びた保険であり、制度としては再保険・再々保険を使った複雑な制度であると言え、政策性を帯びているため損害保険会社の経営上、地震保険はノーロス・ノープロフィットの原則で経営される特殊な保険と言える。こうした地震保険制度などを考えると、①は通常の私保険が実施されない理由にはなっても、社会保険が求められる積極的な理由とはならない。

②については、問題の本質は国家の国民に対するナショナル・ミニマム保障の義務において、ナショナル・ミニマムに保険料負担能力を含め、保険料負担能力のない者を根絶すべきことである。これを原則として、他方で、低所得者向けの簡易生命保険等が用意される必要がある。いずれにしても、確かに私保険の限界、そして、公的部門の保険市場への介入の理由ではあるが、社会保険以外の公的な保険にも当てはまり、特に社会保険が直接的・積極的に求められる理由にはならない。

③については、市場の失敗、あるいは、私保険の限界とは言えない。単に強制保険制の根拠を示すのみであり、国家権力を背景に私保険への強制加入を行うこともできる。たとえば、自動車損害賠償責任保険は強制保険であるが、民間の損害保険会社によって提供されている。このような例も考えれば、これも社会保険を求める直接的・積極的理由とはならない。

保険市場の限界・私保険の失敗では、十分に社会保険が求められる理由を説明することはできず、そもそもこのような捉え方をしたならば、社会保険が対象とする社会的リスクは私保険の限界を超えるリスクとなってしまう¹²⁾。しかも、同書が指摘するように、医療保険、年金保険、労災保険、介護保険は私保

11) 現行の地震保険・地震再保険が十分に機能しているかどうかは別であるが、私保険・公保険を使って巨大リスクを処理する一つのスキームを提示している。

12) 市場の限界に理由を求めるのは、情報の非対称性から自由市場の非効率性、また、政府の介入を正当化する情報の経済学の影響であろうか。なお、この点に関わる情報の経済学については、たとえば、Loubergé [2000] p. 13 を参照されたい。

険によっても提供されている。私保険が提供しているものを公保険も提供している理由を、市場の限界で説明しようという論理自体が無理と言えるのではないか。しかし、この問題設定自体は、社会保険の意義、ひいては社会保険自体を把握する上で大変重要である。それにもかかわらず、同書第3版（堀編[2004]）では、この問題が削除されている。この重要な問題を削除してしまったことで、社会保険の考察としては、後退してしまったのではないか。「なぜ社会保険が求められるのか」という問題を保険学のみで解明することは不可能であろうが、保険学を本格的に適用しなければこの問題の解明は不可能であろう。

また、同書第3版第6章の「医療保障」では、公的医療保険の存在理由を選択の防止と逆選択の防止に求めている。保険者が保険契約を締結するか否かを判断することは保険契約者を選択することとも言えるのでこれを「選択」と言い、逆に保険契約者から見た関係が「逆選択」となるが、これが転じて危険率の高い者ばかりが保険に加入したがることを逆選択と言う。同書でいう選択の防止とは、「民間保険の場合は、営利追求が目的であるから、当然、リスクに応じた保険料を払えない者の保険加入を拒否しようとする」が、「これは市場の論理としては合理的な行動であるが、『公平性』の観点からは問題がある」ので、「高リスク者についても保障を行うという観点からの政府の介入が必要」（同 p.166）となり、公的介入によって選択を防止することである。つまり、公平性の観点から市場原理の修正として公的介入が行われるとする。逆選択の防止は、情報の不完全性という市場の失敗から効率性の原理に従って市場原理の補完として公的介入により行われるとする（同 p.167）。このように選択の防止、逆選択の防止が医療保険分野に公的介入が行われる理由とするが、果たしてそうであろうか。

まず、選択の防止の問題から考える。市場原理に従って高保険料を払えない高リスク者が排除されるということが公平上問題とされ公的介入の根拠とされるが、高保険料を払えない高リスク者が排除されるのは何も医療リスクに限ったことではないであろう。あらゆる保険に当てはまるといえ、なぜ特に医療には公平性が問題になるのであろうか。保険の二大原則の一つである給付・反対給付均等の原則は、保険料が保険金の数学的期待値に等しいことを示す。近藤

文二博士は、保険料率を危険の大きさによって定めるべきとする原則を「保険技術的公平の原則」として、この給付・反対給付均等の原則と峻別すべきであると¹³⁾。それは、給付・反対給付均等の原則は単に保険料が保険金の数学的期待値に等しいことを示すのみであるが、保険技術的公平の原則は「保険料率個別化の原則」を導くものであり、各保険契約者間の関係を指す原則であるからとする。しかし、保険にとっての核心部分は、給付・反対給付均等の原則に従った保険料で同質の危険を大量集積すれば、大数法則が働いて収支相等の原則が達成されるという点であろう。だからこそ、給付・反対給付均等の原則が保険の二大原則の一つと考えられるのではないか。すなわち、給付・反対給付均等の原則を単に期待値を示す原則とするのではなく、それによって保険料を徴収することで保険が成立することを示す保険の根本原則と把握しなければならない。このような給付・反対給付均等の原則で保険料を徴収することの社会経済的意義が重要であり、そこに重要な社会経済的意義があるからこそ、保険が一つの経済制度として成立していると考えられるのではないか。このような視点から、各原則の関係を把握すべきであろう。

資本主義社会では、原則として、あらゆるものが交換によって入手されるので、経済的保障手段についても同様であろう。資本主義社会において支配的な経済的保障制度である保険を人々が利用するに当たって、通常の財・サービスと同様に対価を支払って取得するということが志向される。そのとき、資本主義社会における交換の原則である等価交換が作用すると考えるべきではないか。給付・反対給付均等の原則が意味する保険料が保険金の数学的期待値に等しいということは、この原則に従って交換することが土台である社会経済の原則＝等価交換に則ることを意味するという点において、社会経済的合理性を有するといえる。このように他の財・サービスと同様に保険も交換するという側面から眺めれば、給付・反対給付均等の原則は等価交換を表すといえよう。また、この原則に従った保険契約が大量に集積され、保険契約者間の関係として眺めれば、各保険契約者が等価交換をしているのであるからそこには不公平がないということで、保険技術的公平の原則が導かれる。近藤博士の主張するよ

13) ここでの近藤博士の見解については、近藤 [1963] pp. 71-73 を参照されたい。

うに両者を峻別するならば、保険契約者間の視点である保険技術的公平の原則に対して、給付・反対給付均等の原則を保険契約者と保険者という保険契約当事者間の視点であるとしなければならないのではないか。確かに交換という観点からは、給付・反対給付均等の原則は保険契約当事者間の関係と言える。しかし、給付・反対給付均等の原則をあえて保険契約当事者間の関係に限定する理由はないと思われる。むしろ、根本原則としての給付・反対給付均等の原則に則って保険料を徴収するということが、保険契約当事者間の関係という視点で見れば等価交換と把握でき、保険契約者間の関係という視点で見れば保険契約者間の公平の問題と考えることができる、とすべきではなからうか。したがって、給付・反対給付均等の原則と保険技術的公平の原則の関係は峻別すべき関係ではなく、後者は前者から導かれる原則と捉えるべきである。また、給付・反対給付均等の原則に則って保険料が徴収されることは、保険契約者が平等に扱われることを意味し、「保険契約者平等待遇の原則」も導くことができるであろう。いずれにしても、給付・反対給付均等の原則は単に保険料が保険金の数学期待値であることを示す原則ではなく、保険者と保険契約者の関係を律しながら、保険契約者間の関係をも律するものとして把握すべき原則であり、保険における「公平」、「平等」と関わる原則であると考えられる。以上の点を踏まえた上で、議論を『社会保障読本』の指摘する公平性の問題に戻そう。

同書で言う公平性とは、どういう意味であろうか。おそらく、保険技術的公平性に対して「社会的公平性」とでも呼べる公平性を想定していると思われるが、これらの用語を用いれば、社会保険における強制加入とは、保険技術的不公平を持って社会的公平を達成することに等しい¹⁴⁾。したがって、先の「なぜ特に医療には公平性が問題になるのであろうか」という筆者の疑問は、「なぜ特に医療では保険技術的不公平をもって社会的公平の達成が求められるのであろうか」と言い換えることができよう。同書のような説明では、保険原則として高リスク者に高保険料を求めるのが保険であることから、特に医療に公平性が求められる理由を明確にしないと、あらゆる保険が強制加入の公的保険とさ

14) 資本主義社会は自由主義が原則とされる社会であるから、強制加入というのはこの自由主義を修正しているという側面があることも重要であるが、ここでは公平、平等に焦点を当てる。

れるのではないか。

しかし、公的介入がなされるのは、公平性のためというよりも政策的性のためではないのか。市場の原理に任せておくと政策的に問題がある場合に、公的介入がなされるのではないか。この場合の問題とは、市場原理に任せておくと全国民に保険契約が成立せず、その結果生じる保障が得られないという状態が社会的に見て好ましくないという意味での問題であり、そのような政策的判断がなされて、保険分野に強制加入などの公的介入がなされると考えるべきであろう。そのような場合として、国民全員が保障を得ている必要があると政策的に判断できる危険でかつ市場原理に任せていたならば国民全員の加入が期待できない危険への対応がある。また、特定の高リスク産業等でその産業従事者が経営に関わるリスクに対して高リスク＝高保険料のために保険で対応することができず、あるいは、高リスク産業であるが故に保険を供給する保険者がいないため、いずれにしても、保険契約が成立できず保障が得られない状態となり、それが政策的に好ましくないと判断できる場合などがある。このような政策的判断がなされて、何らかの公的介入がなされている保険を公的保険と捉えることができるだろう。このような政策的判断に公平性が重要な役割を果たしているのであろうが、その判断は公平性のみではないであろうし、特に社会保険について公平性を根拠とするのは困難ではないか。

社会保険はこの公的保険の一分野と考えるべきであり、社会保険の政策的性において、それが社会保障制度の一部であることから生存権の保障という面が重要であろう。その点で、権利性の把握が重要なのではないか。そして、社会保険の場合は給付・反対給付均等の原則を初めから修正ないしは放棄することで政策的性を反映していると言え、その点で保険契約者が保険技術的に不公平に扱われている。しかし、それは保険技術的に不公平に扱うことで保険契約者を不平等に待遇し、そのことで社会的平等を推進するという、かつては扶養性と呼ばれた政策的性が反映されていると考えるべきであろう（真屋 [1989] pp. 236-240）。換言すれば、社会保険は、保険契約者を「保険的に不平等」に扱うことで「社会的な平等」を推進していると言える。保険的に不平等であれば、任意加入とした場合、不利に扱われる者は加入せず、有利に扱われる者ばかりが加入するという意味での逆選択が生じ易いと言え、強制加入が保険技術的に必要

である。つまり、この場合の有利・不利とは、保険的な有利・不利で、保険的に有利とは危険率に対して保険料が安いということ、保険的に不利とは危険率に対して保険料が高いということであり、この意味での有利な契約が集まるというのは、保険経営的に見て採算が採りづらい契約が集まりがちということで逆選択と言えよう。逆選択を持ち出すにしても、社会保険の強制保険制の根拠は、政策性発揮のために給付・反対給付均等の原則を修正・放棄しているところに求められるべきで、保険技術的には給付・反対給付均等の原則の修正・放棄に伴う逆選択発生への対応として強制保険制が考えられるべきではないか。社会保険の逆選択、モラルハザードを論じるならば、まず、社会保険の性格が正しく把握されて論じられるべきである。もう少し具体的に考えてみよう。

たとえば、社会保険における給付・反対給付均等の原則の修正を応益負担に対する応能負担とし、公的医療保険のように私保険も存在する社会保険で考えてみよう。保険契約者が自分の危険率を把握できなくとも、高保険料ないし私保険料負担能力のある高所得者は自分が不利に置かれていると容易にわかるであろうから、強制加入でない場合、高所得者はリスクを保有するか、または、私保険に加入するであろう。したがって、公的医療保険を低所得者のみで形成せざるを得なくなり、保険料負担能力が大きな問題となるであろう。すなわち、傾向として、なんとか公的医療保険に加入しようとする保険契約者によって保険集団が形成されることとなろう。医療リスク率の高低と所得の高低との関係は必ずしも自明の関係ではないかもしれないが、仮に、低所得者ほど医療リスクが大きいとすれば、これはまさに逆選択と言える。しかし、問題の核心は、この保険集団形成の困難を逆選択と捉えるか否かということではなく、任意保険では全国民に医療保障を提供できないことであろう。なるほど、全国民への医療保障の提供は、同書の指摘するように、「公平性」の問題と関係するだろう。しかし、全国民への医療保障の提供は、本質的には、社会保険が社会保障制度の一つであることから、社会保障制度の目的、すなわち、全国民への生存権保障にあるのではないか。こうした社会保険の本来の目的を軽視し、情報の経済学が土台に据えられているかのようである。

社会保障論では、もともと保険学の用語である「逆選択」、「モラルハザード」を経済学の用語として一般化させた情報の経済学の「逆選択」が導入され

て、社会保険の説明がなされるのである¹⁵⁾。いわば、社会保険の保険的な分析に情報の経済学から導入された「逆選択」が適用されるのである。同書第6章の逆選択の議論は、まさにそれである。しかし、このような議論が本当に保険学的に支持できるであろうか。保険技術の考察が必要であろう。

保険は確率計算を応用した経済的保障制度と言えよう。保険の二大原則として給付・反対給付均等の原則、収支相等の原則が指摘できるように、個々の保険契約に対して給付・反対給付均等の原則に則って保険料を徴収し、そのような同質の契約を大量に締結すれば大数法則が働いて、予め予測した危険率に実際の保険事故率が一致していくこととなり、収支相等の原則が達成されることとなる。しかし、実際には、同質のものを大量に集積するというのは二律背反的な問題があるので、保険経営の原則といえる収支相等の原則を第一義にしてできるだけ給付・反対給付均等の原則を達成するとされ、まさにそこに保険技術が発揮される。換言すれば、保険技術とは保険収支を一致させる技術と言え、さまざまな工夫がなされていると言えよう。このような保険技術を考えるときに重要な点は、このように二大原則の関係が転倒するということの他に、そもそも個々の危険率の正確な測定に限界があるということである。

どんなに科学が発達したとしても、個々の契約についての正確な危険率の算出は不可能であると考えられる。科学が発達しリスク測定がどんなに正確になったとしても、あくまでもそのときのリスク測定の科学技術や保険技術の水準によるものであって、完全・完璧な科学があり得ないのと同様に完全・完璧なリスクの測定というのはいない。したがって、その時点の社会において不当に差別的であったり、あまりに不正確で社会からいかにげんなものと思われない程度の保険技術が適用され、社会的に信認された保険料によって現実の保険は成立しているといえる。身近な例として自動車保険で考えてみよう。自動車保険では、スタート時点の危険率は保険加入者全員同じとみなして同じ保険料率でスタートし、契約期間中事故を起こさないと次回契約を更新する際に通常保険料が下がり、最大でスタート時から60%保険料が下がる。逆に事故を起こ

15) 情報の経済学が「逆選択」、「モラルハザード」を経済学の用語として一般化した点について、Loubergé [2000] pp. 3-25, 藪下 [2002] pp. 94-112を参照されたい。

すと契約更新時に保険料が上昇するという方法をとっているが、このような保険料方式をメリット制という。メリット制は社会保険の一つである労災保険でも採用されている。メリット制は事前の正確な危険率の測定は不可能であるという前提に立っている方法と言え、危険率測定の限界を事後的な実績によって補う方法と言える。また、事故を起こさなければ保険料率が低下し、逆に事故を起こすと保険料率が上昇するので、このような仕組みは保険契約者に安全運転を促すと言え、保険契約上はモラルハザード防止の機能を果たしている。このように現実の保険は、メリット制などのような多様な保険料徴収方法をとって運営されており、危険率測定の限界が明確に示されていると言えよう。

ここで重要なことは、この危険率測定の限界というのは、保険者にとってのみ言えることではなく、保険契約者にも基本的に当てはまるということである。確かに、情報の経済学が主張するようなメカニズムで逆選択やモラルハザードが生じる場合があるだろう。しかし、その主張の前提、すなわち、保険市場には保険契約者が情報優位者で保険者が情報劣位者であるという情報の非対称性の前提は、一般論として展開できるものではなく、むしろ特殊ケースではないか。保険契約者も自分の危険率を数字化したり、保険料を割高・割安と判断できるほど自分の危険率を知らないというのが通常の場合であろう。保険者も保険契約者も正確な危険率がわからないという状況は、保険の対象とする危険が個々の契約当事者にとっては、本来「情報の欠如」とされる情報と捉えられるということである。医療保険における自分の健康状態についてもそうであろう。医療保険の保険料を割高・割安と判断できるほどに自分の健康状態がわかる人が、果たしてどれだけいるのであろうか。皆無とは言わないが、少なくとも、一般論としては展開できないであろう。

こうした情報の経済学自体に対する批判に加えて同書の医療保障の議論においてさらに問題と思われるのは、情報に関する前提の置き方である。選択の防止において保険者が高保険料を負担できない高リスク者を排除するというのは、保険者が個々の危険率はわからず平均危険率しかわからないという前提を破っていると言える。したがって、市場原理から選択の防止を導き、情報の不完全性から逆選択の防止を導き、それらがいずれも強制加入の根拠となるという説明になっている。それは、選択では保険者が個々の危険率を算出できると

し、一方情報の経済学から保険者は平均危険率しか算出できないとすることを意味するので、情報に関する前提および危険率測定・保険料率算出に関する前提が、選択の場合と逆選択の場合では異なるという致命的な矛盾を持つのである。

注意をしなければならないのは、情報の経済学の適用自体に慎重にならなければならないということである。保険にとっての情報の経済学の意義も、情報に焦点を当てて逆選択、モラルハザード発生メカニズムを説明した点にある。しかし、そのような情報の経済学の適用はかなり限定されるという限界をも同時に認識する必要がある。たとえば、情報の経済学は自動車保険におけるリスク細分化は逆選択によって説明されるとするが (Dionne *et al.* [2000] p. 186)、保険の二大原則による説明の方が優れていると思われ、わざわざ情報の経済学に頼る必要があるのだろうか。そもそも情報の経済学の意義は、保険と関わる「逆選択」や「モラルハザード」という用語を保険関係から色々な契約関係に適用できるように進化・拡大させたことにあるのではないか (Winter [2000] p. 158)。保険学の先行業績に基づきながら、もっと冷静に情報の経済学の意義と限界を考える必要がある。

さらに、同書第6章では、「公的保険」という用語を使っているが、社会保険と公的保険の違いはどこにあるのだろうか。「公的保険」という用語に意味を持たせ、十分意識してこの用語が使われているとは思われず、その点にも大きな問題があると考え。つまり、保険一般を理解せず、さらに公的保険を理解せず、だから、社会保険も捉えきれないということではなからうか。それは同書全般についていえるであろう。「公的保険」、「私的保険」という用語も見られ、公的保険・私的保険、公的保険・私的保険という用語の使い分け、公的保険と公的保険の違い、あるいは公的保険と社会保険、または、公的保険と社会保険との相互関連などがほとんど意識されていると思われず、ここにいかにか社会保障論が保険学を軽視しているかが現れているのではないか。第3章で指摘した問題である。

ただし、社会保障論の保険学軽視の背景には、保険学の弱点があることを認識しておかなければならない。一つは、保険の分類である。社会保険・公的保険を含めた俯瞰的な保険の分類ができていないという点である。もう一つは、

社会保険の性格規定と関わる社会保険の歴史である。社会保険がどのように生成・発展し、今日に至ったのか、そのことによって社会保険をいかに性格づけることができるかという点である。第3章で保険の歴史と分類の考察を行ったが、社会保険に焦点を当てた歴史と分類の考察が必要であろう。社会保険は対象を労働者階級から国民全般へと拡大させたと言えるが、一貫して言えることは、社会における経済的弱者に対する保険であったということである。経済的保障制度の歴史において、経済的弱者の保障をどうするかはいかなる時代においても大きな課題の一つであったと言え、社会保険は資本主義社会におけるそのような課題への対応において中心を占めると言える。保険学には、保険史の研究自体が不十分であるという弱点があるが、特に経済的弱者の保障・保険に対する考察が必要とされよう。

以上のように、情報の経済学を使った逆選択の防止でも、社会保険が求められる理由を十分に説明することはできない。社会保険は私保険の限界を超えてはいる。しかし、今日の社会保険は戦後社会保障制度の中核的な制度として、また、国民全体の生活保障を行うために生成・発展してきたものとして、私保険を超越していると捉えるべきではないか。社会的リスクの中には保険の対象になりがたいものもあるが、社会保険の意義を考えるに当たっての本質的な問題は、社会保険の意義が「保険技術的限界・保険市場の限界を乗り越える」という点にあるのではなく、国民の生存権保障のために「国民全体への保障を行う」という社会保障の目的に求められると考える。社会保障論の現状は、社会保険の存在意義を十分に説明できていないと思われる。しかも、その考察にますます情報の経済学などを使って特殊な財とされる保険に経済学の一般的な分析を適用する傾向にあるが、もっと保険の特殊性を重視し、保険学の成果を学ぶ余地があるのではないか。社会保険の保険的部分を理解するにおいて、保険学そのものではなく、情報の経済学の保険に依存するかのような考察では、とうてい社会保険を捉えることはできないであろう。また、逆に保険学は社会保険に関する議論に積極的に関わることで、保険の意義と限界をより深く考えることができるのではないか。

(2) 保険企業形態論

三隅 [2000 c] は、保険業界の再編において相互会社形態が再編の制約になっているとして相互会社の株式会社化の意義を強調するものが多いが、株式会社化という企業形態の変化がコーポレート・ガバナンス構造に与える影響を十分考慮していないとして、生命保険会社の企業形態の意味を考察する。考察方法は、情報の経済学におけるエイジェンシー理論を使い、エイジェンシー問題を解決するメカニズムとして企業形態の問題を考えるというものである¹⁶⁾。企業の利害関係主体として、経営者・所有者・債権者の三者を考える。三者の関係の中で所有者と経営者、債権者と所有者の関係に注目する。所有者が企業利潤最大化を望むのに対して経営者は経営者個人の利益（効用）の最大化を望むので、所有者と経営者との間には、経営者が所有者利益の犠牲の下に自らの利益を増大させるという機会主義的行動をとり、非効率的な企業行動がとられる危険性があるというエイジェンシー問題があるとする（三隅 [2000 a] p. 90）。債権者と所有者の間については、簡単化のために、経営者と所有者との間にエイジェンシー問題はないという前提を置いて考察する。債権者は確実な返済を求めるので返済可能な利益の確実な実現を求めるのに対して、前述の通り、所有者は企業利潤の最大化を望むので、危険な投資案を選好する可能性が高いというエイジェンシー問題が生じる。そこで、所有者は債権者の犠牲の下に自らの利益を増大させるという機会主義的行動をとり、非効率的な企業行動がとられる危険性がある（同 pp. 91-92）。

以上のように三者のエイジェンシー問題を整理して、株式会社について考えると、所有者＝株主となり、株主は株式の市場売却や経営参加によって経営者の機会主義的行動を阻止することができるので、株式会社は所有者と債権者とのエイジェンシー問題の解決はできないが、所有者と経営者のエイジェンシー問題解決に適した企業形態であるとする。相互会社は、保険相互会社を念頭に置いて、保険契約者は社員として所有者であるが、保険契約に着目すると株式

16) エイジェンシー問題を取り上げた考察自体は、三隅 [2000 c] に先行する三隅 [2000 a, b] で行われており、それらの考察が三隅 [2000 c] の下地になっている。三隅 [2000 a, b] は、アメリカの生命保険業界、貯蓄貸付組合における企業形態転換に関して取り扱った先行業績も手際よく整理している。

会社の債権者に相当するとする。相互会社は社員が債権者と所有者の両方の側面を有するので、債権者と所有者の間のエイジェンシー問題は発生しない。したがって、相互会社は所有者と経営者とのエイジェンシー問題の解決はできないが、債権者と所有者の間に発生するエイジェンシー問題を解決する手段としては完全なものと評価できるとする（三隅 [2000 c] pp. 175-176）。こうして、「株式会社形態は利潤極大化をめざす企業により適した形態であり、相互会社形態は利潤安定化を目指す企業により適した形態である」（同 p. 176）と結論付ける。

この結論に基づき、生命保険株式会社の行動様式に対するコーポレート・ガバナンスの観点からの問題として、保険契約者を犠牲にしたより危険な資金運用行動をとるとする。生命保険株式会社はリスク愛好的経済主体とし、「どのようにすぐれたリスク管理手法が存在していたとしても、それが採用されることはない」（同 p. 178）とする。対照的に「生命保険契約者が同時に所有者であることが、生命保険相互会社において危険な行動がとられない理由である」（同 p. 178）とする。生命保険相互会社で一般的な有配当保険契約は、契約者配当を通じて保険契約者に残余請求権を付与するので、保険株式会社が有配当保険を販売すれば保険株式会社の所有者と契約者の機能が部分的に統合されるとし、保険株式会社の危険な行動選択は、有配当保険を利用することでその一部が解決されうるとする。

株式会社形態は利潤最大化をめざす企業に適した組織であるが危険な企業行動を選択しやすく、相互会社形態は利潤の安定化をめざす企業により適した組織であるが効率性の追求が軽視され、経営者の機会主義的行動を回避できない。このような違いがある中で、日本では生命保険相互会社が規模・経済力で圧倒的な存在なので、「株式会社との競争に直面しておらず、相互会社としての論理のみで行動しても、競争上何も問題にならない状況にある」（同 p. 183）とする。生命保険会社の株式会社化は従来の生命保険相互会社が株式会社との競争にはじめて直面することを意味し、また、相互会社にも株式会社並みの規律メカニズムに備えることが必要となるので、コーポレート・ガバナンスの観点からは、生命保険市場の構造に大きな意義を有するものと評価する。また、株式会社化に伴うリスク増大への対処法として、有配当保険の積極的な活用を

提案する。

以上のように、三隅 [2000 c] は生命保険の株式会社化という問題に対して、再編との関係ばかりが注目され無視されている企業形態とコーポレート・ガバナンスの関係に焦点を当てる。しかし、エイジェンシー問題を適用した企業形態とコーポレート・ガバナンスの関係把握、結論としての生命保険会社の株式会社化の意義の把握、いずれにも問題があると考ええる。

まず、エイジェンシー問題を適用した企業形態とコーポレート・ガバナンスの関係把握について考察する。企業の利害関係者を所有者、経営者、債権者とし、エイジェンシー問題として経営者と債権者の関係が取り上げられないが、この関係を無視してよいのだろうか。この点とはともかくとして、内容では次のような疑問が浮かぶ。相互会社の社員には株式売却を通じた経営者行動の規律付けはなく、また株主総会に相当する社員総大会も形骸化しているとするのは、社員が所有者であるということを実質的には否定することを意味するのではないか。すなわち、相互会社の実態・現実からは社員を所有者とすることが否定されるということである。社員の所有者としての側面が否定されるならば、「相互会社は社員が所有者と債権者の両方の側面を有するので、債権者と所有者の間のエイジェンシー問題は発生しない」とすることはできないのではないか。現実問題としては、社員に所有者としての側面がないので、債権者としてのみ把握すべきである。社員の所有者の側面を否定する考察は、相互会社の現実を直視するならば当然のことであり、その点で適切な考察である。相互会社の考察においては、理念・理想と現実の区分が重要である。特に、経営政策や保険政策に対する政策的インプリケーションを持った考察にはこのことが当てはまる。したがって、現実を直視する考察方法は正しいが、そのことで社員の所有者としての側面が否定されることに注意をしなければならない。相互会社については、しばしば経営者支配の強さが指摘され、経営者が所有者的に振舞えるというのが相互会社の問題とされるのは、まさに所有者不在といってよいところに理由があるのではないか。また、こうした経営者支配こそが、相互会社のコーポレート・ガバナンスとして問題にされるのではないか。

次に、保険株式会社の考察についてみてみよう。株式会社形態の会社は危険な行動をとりやすいとし、その危険な行動を資金運用面の行動として危険愛好

家を前提とした議論を展開する。保険株式会社が仮に危険な行動をとるにしても、なぜ資金運用面に限定することができるのであろうか。保険販売の面や保険金の支払いの面を無視してよいのだろうか。保険会社は保障業務と資金運用業務の2つを主たる業務としていると言え、その総合の上に経営がなされているのではないか。仮に、危険な資金運用行動をとるにしても、危険な資金運用行動をとらなければならないような保険を販売した結果ということもあるだろう¹⁷⁾。また、相互会社と異なり契約者と所有者が不一致となることからすれば、保険金の支払いを相互会社に比べて渋るという問題が発生する可能性はないか¹⁸⁾。いずれにしても、資金運用面に限定する理由が理解できない。また、「生命保険株式会社自体は、金融リスクを低下させようという誘引はまったく有しておらず、どのようにすぐれた管理手法が存在しているとしても、それが採用されることはない」(同 p.178)として、保険株式会社を危険愛好家の投資家とするのは適切であろうか。三隅 [2000 c] の冒頭で、「モダン・ポートフォリオ理論を用いた高度な金融技術の急速な進展に遅れをとらないための対策にも労力をさかねばならず、日本の金融業は非常に厳しい競争状況に直面しているのである」(同 p.167)と指摘しているが、この指摘と保険株式会社を危険愛好家とする見解の整合性がどのように図られるかが理解できない。日本の金融機関のほとんどが株式会社形態であることからすれば、なおさらである。どこまで使いこなせているかの問題はあろうが、いまさらモダン・ポートフォリオ

17) 生命保険危機時に破綻した多くの保険会社にこのことが当てはまるのではないか。破綻した保険会社のほとんどが相互会社形態であった。ここに、およそ企業形態と資金運用行動との関係についての考察の意義がどれほどのものであるかが、示唆されているのではないか。

18) この点に関連して、2005年に生命保険業界では「保険金不払い問題」という大きな問題が発生した。明治安田生命保険が不当に保険金を不払いにしたことから、異例の厳しい処分を金融庁から受けた。生命保険業界全体の調査がなされ、一応個別社の問題とされたが、医療保険分野で生命保険業界全体の問題が発覚し、また、損害保険業界にも保険金不払い問題は飛び火し、自動車保険で大量の保険金不払いが発覚した。結局、両業界の大問題へと発展し、保険事業に対する信用を大きく損なうことになった。保険相互会社、保険株式会社を問わず厳しい処分を受けている。ここに、およそ企業形態とコーポレート・ガバナンスの考察の意義がどれほどのものかが、示唆されているのではないか。

理論が高度な金融技術とは考えられず、また、これを実務に反映できないでいる金融機関、保険会社があるとも思えない。いまその点は置くとして、リスクとリターンの関係で効率的な投資をする、そのためのポートフォリオ運用を考えるとというのがモダン・ポートフォリオ理論の中心であり、それは危険回避者を前提とした議論ではないのか。さらに、現実の問題として、1990年代後半よりわが国の保険会社を含めて、世界的に金融機関に財務リスクマネジメントが求められてきており、そうしたリスクマネジメントができるか否かが競争上重要な要件の一つとなってきたとも言え、モダン・ポートフォリオ理論の次世代とも言うべき高度なリスクマネジメント手法としての金融技術を採用できなければ、市場から不適切な金融機関として淘汰されかねない状況となってきたのではないか。三隅 [2000c] は、危険愛好家を前提として、「デュレーション分析を利用した免疫化、RAROC (Risk Adjusted Rate of Return on Capital) 基準の採用といった通常の金融リスク管理手法の採用は、上記の問題解決 (=危険を高める経営者の行動の抑制…筆者加筆) にはまったく役に立たない」¹⁹⁾ (同 p. 177) と断定するが、そもそも危険を好むから投資家として危険愛好家であるとするのは決して自明のことではないであろう。なぜならば、株式会社の危険愛好性は相互会社との比較の観点で主張されているに過ぎないからである。また、企業の社会的責任や説明責任などの今日の企業のコーポレート・ガバナンスをめぐる環境を考えると、株式会社を危険愛好家とする議論は現実離れしたあまりに粗雑な議論ではないであろうか。

次に、生命保険会社の株式会社化に対して有配当保険が危険な選択行動の解決策の一部になるとしている点について考察を加える。無配当ならば、極端な話、リスク・フリーでの運用でも収益が発生する。しかし、有配当保険の場合、配当率をリスク・フリー・レート以上とすれば、調達コストを上回る資金

19) 「デュレーション分析を利用した免疫化」が、仮にイミュナイゼーションのことを指すとすれば、債券投資をパッシブ運用に限定することになり、財務リスクマネジメントの手法としては限定しすぎる。おそらく、債券投資でデュレーション分析を行うことを指しているのではないか。仮にそうであった場合、危険愛好者であろうがなかろうが債券投資においてデュレーション分析は基本であって、それを行わないのは危険を愛するからではなく、単に債券投資について無知であるに過ぎない。

運用をめざすために何らかの運用リスクをとらざるを得ない。無配当保険をひたすら売ることには主眼を置き、運用の方は単純にリスク・フリーで行うという戦略もあると思われ、その場合、有配当保険の資金運用より安全な資金運用を行うことになる。有配、無配の資金運用上の違いは、資金調達コストの有無と言え、資金運用の観点からすれば、調達コストが高ければ高いほどハイリスク・ハイリターン資金運用を志向することになるのではないか。つまり、資金運用をする投資家の立場に立ったとき、有配当保険は危険な選択行動の解決策の一部になるとは限らず、調達コストがある分無配当保険よりも逆により危険な投資選択を志向させるのではないか。もっとも、無配当保険をひたすら売るということで保険リスク上大変危険な経営を志向することとなり、その意味で危険な選択行動と言えるかもしれない。

このように保険相互会社、保険株式会社の考察、生命保険会社の株式会社化に対する有配当保険活用の提案、いずれも問題点を有すると考える。さらに、生命保険会社の株式会社化を生命保険市場の構造に大きな意義を有するものと評価する点も問題であろう。日本では生命保険相互会社が規模・経済力で圧倒的な存在なので、「株式会社との競争に直面しておらず、相互会社としての論理のみで行動しても、競争上何も問題にならない状況にある」(同 p.183)とするが、株式会社との競争に直面するか否かは市場の競争状態によるのではないか。仮に保険市場において相互会社形態が支配的であったとしても、市場が自由化され株式会社の参入可能性が発生したならば、それだけで株式会社との競争に晒されることになると言えよう。実際には、戦後生命保険会社のほとんどが相互会社形態に転換して再出発をし、相互会社形態が支配的な下で護送船団体制がとられたことによって、生命保険相互会社の存在が圧倒的になった。ここでは、「相互会社としての論理のみで行動」したのではなく、「お上重視の論理のみで行動」したのではないか。それは、株式会社形態が支配的である損害保険業界も同様であった。護送船団体制が崩壊し市場が自由化され、株式会社との競争に晒されることになり、多くの株式会社が参入してきた。市場が自由化され、競争条件を揃えるという側面から、相互会社にも株式会社並みの規律メカニズムに備えることが必要になるとはいえ、生命保険会社の株式会社化がコーポレート・ガバナンスに大きな影響を与えるとは言えないのではないか。

相互会社の考察において重要なことは、前払確定保険料方式が保険市場において一般に定着していることに象徴的なように、すでに実費主義、契約者自治、相互主義・相互扶助といった相互会社の理念は空洞化し、相互会社と株式会社に収斂現象が見られることである。こうしたことを考えれば、相互会社の考察においては相互会社の理念と現実を分けて考察する必要があるが、三隅 [2000 c] の議論は都合よく相互会社の現実を持ち出し、時に相互会社の契約者が所有者であるという面を否定してエイジェンシー問題を展開している。三隅 [2000 c] の問題意識は、生命保険会社の株式会社化が金融再編との関係ばかりから論じられることに対する批判にあるが、金融再編との関係に偏りがちなのは致し方ない面がある。それは、相互会社の理念が形骸化し、株式会社と相互会社の違いがあまりない中で、金融再編によって相互会社の非弾力的な側面がクローズ・アップされてきたからである。株式会社と相互会社に実質的にはあまり違いがないという相互会社の現状を把握せず、情報の経済学・エイジェンシー理論を機械的に適用している嫌いがある。すなわち、相互会社の実態を無視した議論である。これは安易な情報の経済学に依存した議論であろう。生命保険会社の株式会社化の問題は、相互会社の現代的意義を問うているのではないか。相互会社の現代的意義を問うべきである。ただし、株式会社化が危険な行動をとるとして資金運用に焦点を当てた考察を行っているのは、保険学の保険金融に関する考察が不十分であるからであろう。貧困な保険金融論が、資金運用に関する的外れな議論を許していると言える。この点から、期せずして、すでに指摘した本格的な保険金融論が必要であるという保険学の重要な課題の一つが浮き彫りにされていると言えよう。

5. 金融工学の保険

1990年代はデリバティブ関連の書物が出版ブームになったが、これに金融工学関連の書物の出版ブームが続き、金融が大変元気である。変動相場移行後の為替市場の動向や1980年代以降のデリバティブの急増に象徴される経済における金融の肥大化、また、それを支える金融研究の一大ブームが生じている。金融工学ブームはデリバティブをも含む学問的な体系化への志向を伴うも

ので、デリバティブ・ブームの延長線上にあるといえよう²⁰⁾。この金融工学ブームは、「金融工学という命名の妙と確率微分方程式の小難しさが人々の好奇心をくすぐり、時代の寵児に踊り出た」(小島 [2000] p.158)ということであろうが、デリバティブ・ブーム、金融工学ブームいずれのブームもその根底を支えているものが、市場経済の徹底・市場主義の流れであることを忘れてはならない。いずれにしても、保険学と金融工学においてリスク処理手段をめぐった交錯が見られ、市場経済化の流れの中で、両者はいかにリスクを効率的に売買するかということに関心を寄せてきていると思われる。それは、リスクの科学 (the science of risk) (Kessler [2000] p. xxv) とでも言うべき分野に向かって、保険学と金融論が収斂 (convergence)・融合 (fusion) することを意味するのであろうか。保険と金融の融合を指摘する向きが多い。マクロ経済、ミクロ経済という用語を使えば、ミクロ経済的な問題として、個別経済主体の合理的なリスク処理を管理するリスクマネジメントに両者の関心が集中してきたといえよう。自己責任を求める風潮に呼応しながら、世はまさに「リスクマネジメントの時代」と言っても過言ではない様相を呈している。金融論は今や金融工学という分野で合理的なリスクファイナンスを考察の中心の一つとして、リスクマネジメント時代を演出する重要な役割を果たしているのである。

こうしたミクロ経済的な問題への傾斜は、冷戦の終焉で資本主義対社会主義の対決に資本主義が勝利したことおよびその後のアメリカ(アングロサクソン)資本主義の一人勝ちによる。資本主義の勝利によって資本主義の基本原則である市場経済が重視されたものの、社会主義の崩壊は各国資本主義の違いを浮き彫りにし、その後は資本主義対資本主義の戦い・競争 (Albert [1991], 久永監修 [1992]) になった。そして、その戦いに市場経済をより重視するアメリカ資本主義が勝利したのである。そのことによって、市場経済が至高善とされ、ミクロ経済とマクロ経済の矛盾である、いわゆる「合成の誤謬」が完全に背後に押しやられることとなり、また、このような状況を背景としてグローバ

20) 刈谷 [2000] において、「金融工学は、株式オプション理論の開発者として有名なブラック＝ショールズをその素とするものの、決してデリバティブ(派生商品)だけを対象とするわけではない。」(刈谷 [2000] p.8)。さらに、同 pp.118-134 を参照されたい。

リゼーションが進み、市場経済の徹底・市場主義が進展することになったと言えよう。金融工学は金融イノベーションに対して予め体系化されていたわけではないが、すでに基礎理論は整っていた。その現実適用にはコンピューターや情報化の発展が必要であり、IT (information technology) 革命によってこれらの諸条件が整い、金融イノベーション、IT 革命は互いに導き合いながら、社会の改革を押し進めたのである。世界的な市場経済化は金融の面では金融自由化であり、そのことにより金融の不安定性が高まり、自由化の反面として自己責任が厳しく問われるようになった金融機関の経営においてリスクマネジメントが最重要課題となった。このことは、BIS (Bank for International Settlements, 国際決済銀行) レポートやわが国の金融検査マニュアル、保険検査マニュアルを見れば容易に理解できるであろう。金融イノベーションを促進した金融工学は、金融機関経営におけるリスクマネジメントを支える理論でもあった。

リスクを介して金融工学は保険に興味を持っている。たとえば、刈屋 [2000] では「金融業はリスクに関わる産業」(刈屋 [2000] p. 22) として、リスクを中核に据えて保険業も同一に含めてしまう。保険と金融の同質性の議論がリスクを介して徹底していると言えよう。さらに、「金融資産が内包するリスクのうち、基本的なものとして保険リスク、市場リスク、信用リスクを理解する」(同 p. 21) として、基本的なリスクに保険リスクを含めているのが注目される。このような主張は、リスクを土台にして体系化された学問を志向するようにも思われるが、金融の定義、あるいは、既存の金融論との関係がどうなるのかが判然としない。金融をリスクに関連させるのはよいとしても、資金を融通するという側面を飛び越えてリスクで把握するといっても無理があるだろう。また、保険リスクが何を意味するか、なぜ基本的リスクを保険リスク、市場リスク、信用リスクと分類できるのかも理解できない。「自然現象による保険リスクの特徴は、基本的には経済社会システムに関係なく発生し、発生したときは社会全体としてみると必ず損失となる」(同 p. 22) とか、「ビジネス化されている保険リスクの特徴は、集団全体としてみたとときリスクが起こる確率は安定的で、基本的には人々の行動から独立的である」(同 p. 23) との説明は、誤りではないが、保険学のリスクに関する成果を無視していると思われ、理解

しがたい。したがって、一見斬新に見えるが、それまでの金融論との関係、保険学の成果との関係が判然とせず、保険学的には、独りよがりの主張になっている。

また、金融工学ではオプションの存在が大きい。異常気象保険と天候デリバティブに象徴的なように、オプションによって金融工学と保険は商品、価格付けで相互関連を深めてきた。保険とオプションの類似性が指摘されるが、「オプションをも含む『広義の保険』は、プレミアムの支払いの対価として、リスクを限定しようというものである」（野口・藤井 [2000] p.10）との指摘は、保険とオプションの類似性把握からは踏み込んだ捉え方と言えよう。「広義の保険」というからには「狭義の保険」があるのであろうが、広義と狭義の違いがどこにあるのか、そして、そもそも保険をどのように捉えるのか。保険とオプションを同一に把握するという点で同質性志向の新しい金融論の特徴が当てはまるが、保険の捉え方があまりに粗雑ではなかろうか。

保険やリスクを明確に規定せず、都合よく取り扱う金融工学主導のこうした乱暴な議論を許しているのは、ARTとして保険学サイドでも金融工学と重なる分野の研究が進められているものの、新しい金融論・金融工学に迎合して保険と金融の同質性の議論により展開されており、伝統的な保険学が無視されているからであろう。そのため、保険学のARTの考察は、非理論的なものとなっている。伝統的な保険学の成果を生かした上で新しい金融論・金融工学の成果を取り入れ、保険と金融の接近、類似性の議論を展開し、理論的な考察を行う必要がある。

6. 伝統的保険学の再評価

後を絶たない保険金殺人事件などのニュースから、保険はどこか胡散臭い制度と考えられているのではないか。こうした胡散臭さは、保険のもつ射倖性の反映であろう。偶然事象によって、まとまった金額の貨幣が支払われる点において、保険も賭博も変わらない。また、経済的保障制度である保険は、経済的困難が生じたとしても一定の経済状態を確保するという意味で安心を提供する制度であるから、その状態を得たことにより人々の精神状態に少なからぬ影響

を与える可能性がある。安心を得たということで後顧の憂いなくなり、人生や仕事に前向きになるといったプラスの作用を期待できる。こうした経済的保障の持つプラス面を鋭く指摘したのは、ガルブレイス (John K. Galbraith) であろう。貧しい社会では、経済成長が優先され、経済の安定に資する経済的保障は成長の阻害要因とされるが、経済成長をして豊かとなった社会では、危険は人々を生産活動に駆り立てた鞭の役割を終えて、危険に対応し、経済的保障を達成することで安心して生活、企業活動ができることとなり、より一層の経済成長が可能となるとする (Galbraith [1984], 鈴木訳 [1990])。豊かな社会における経済成長と経済的保障の相互補完関係を見事に指摘していると言える。

しかし、他方安心感が個人の心理状態に悪影響を与えてしまう可能性もある。それがモラルハザードであり、保険学における重要な概念の一つである。こうした悪影響には、火災保険で具体的に考えると、「火災保険に入っているから火をつけて火災保険金を詐取しよう」、「火災保険に入っているから火の用心はよいだろう」といった形でモラルを傷つける危険性がある。保険学では前者のモラルハザードを狭義のモラルハザードとし、後者のモラルハザードをモラルハザード (morale hazard) として分ける。決して、新聞などで一般的な「倫理の欠如」といった抽象的レベルでモラルハザードを把握して済ましはしない。保険学では、犯罪も含めて、モラルハザードを規範や道徳観との関係でも重視しているのであり、モラルハザードを「異なった情報を持った主体が合理的な選択を行った結果、必然的に発生する経済活動と考えられる」(酒井=前多 [2004] はじめに p. iii) などとすることは、保険学的には許されない。保険は賭博に類似する面があり、その利用を誤れば著しく倫理を傷つけかねない制度である。前述の通り、やや誇張して言えば、保険の歴史は賭博性排除の歴史であったともいえる。モラルハザード一つをとっても、金融一般と同様に把握すべきではない。金融一般では、投機や賭博との関係やモラルハザードに倫理観を持ち込む必要はないのかもしれない。しかし、保険は違う。保険は特別なのである。ここに、保険を金融一般と峻別しなければならない理由がある。したがって、保険を金融に含め、保険会社を金融機関として同一に把握する場合、そこには常に何らかの便宜性が含まれるということを認識すべきである。伝統的保険学が重視した保険の本質は、こうした保険の特殊性を認識する

ことにつながる。

伝統的保険学の再評価を行いながら、相互会社の現代的考察、保険金融論の構築、ART の理論的考察などが求められている。